

みえ森と緑の県民税条例の施行状況検討の論点

目 次

論点 1 : みえ森と緑の県民税制度の継続	1
論点 2 : 2つの基本方針に伴う5つの対策	2
論点 3 : 事業実施の3原則と新たな取組の実施	3
論点 4 : 税額・税率、配分と必要経費、国の森林環境税（仮称）との関係	4

みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

1	みえ森と緑の県民税制度の継続
論点	平成 26 年 4 月にみえ森と緑の県民税が導入されてから、平成 30 年度末をもって 5 年が経過するが、平成 31 年度以降も制度を継続するのか。
背景と課題など	<p>【税導入の経緯】 「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申を受け、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に関する施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。</p> <p>【これまでの実施状況】 2 つの基本方針に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施しています。また、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において、事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところであり、実施した事業については「継続が妥当」と評価されています。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強い森林づくり」は、県民や市町、関係団体から継続を求める声があります。 ・高齢化や担い手不足により、これまで以上に地域の身近な森林整備が困難となってきています。 ・「県民全体で森林を支える社会づくり」は、税の認知度が低いことを考慮すると、十分浸透したとは言い難いことから、取組を通じたより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。 ・県財政はより一層厳しさを増しており、経常収支比率は税導入検討時より悪化（平成 22 年度 91.0%から平成 27 年度 97.9%）し、県予算における投資的経費は、1,092 億円（平成 25 年度当初）から 950 億円（平成 29 年度当初）となっています。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市町、関係団体および県民ワークショップから、継続は妥当との意見がある。 ・国が導入を検討している「森林環境税（仮称）」との整理を行う必要がある。

みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

2	2つの基本方針に伴う5つの対策
論点	2つの基本方針とそれに伴う5つの対策について、どう考えるのか。
背景と課題	<p>【2つの基本方針】</p> <p>山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要と考え、これらを2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）として整理しています。</p> <p>【5つの対策】</p> <p>2つの基本方針に基づき、基本方針1「災害に強い森林づくり」の対策として、対策①「土砂や流木を出さない森林づくり」を県が主に実施し、対策②「暮らしに身近な森林づくり」を市町が実施しています。</p> <p>また、基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」の対策として、対策③「森を育む人づくり」を県と市町が実施し、対策④「木の薫る空間づくり」、対策⑤「地域の身近な水や緑の環境づくり」を市町が実施しています。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策の名称について、県民に対し、事業の目的や意図が明確に伝わるよう、表現を検討する必要があります。 ・現在の制度では、県と市町の役割が事業にも規定されているため、税の用途や、税を活用した事業を拡充する場合、改めて県と市町の役割を検討する必要があります。 ・対策と事業の関係が、対策の基本的な考え方と合致し、県民に対しわかりやすいものかどうか、整理する必要があります。 ・事業の範囲拡大に伴い、役割分担との整合を確保する必要があります。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の名称と事業内容の関連で、誤解を招く恐れがある。 ・市町、関係団体より、2つの基本方針及び5つの対策は妥当との意見がある。

みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

3	事業実施の3原則と新たな取組の実施
論点	<p>市町交付金事業実施の3原則</p> <p>【原則1】既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。</p> <p>【原則2】「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。</p> <p>【原則3】産業振興を目的としたものでないこと。</p> <p>をどう考えるのか。また、県民ニーズの把握や事業の検証結果等から、新たな取組を行う必要はないのか。</p>
背景と課題	<p>【市町交付金事業実施の3原則について】</p> <p>「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申において「新たな行政需要に基づく施策の展開」のために税の導入を図ったことから、税の趣旨に沿った事業に活用することを意図して、3原則が設けられました。</p> <p>原則1については、既存事業には従来からの補助などを活用すべきであること、原則2については、税の趣旨に沿った取組に活用すべきであること、原則3については、林業振興そのものへの税の活用は税の趣旨にそぐわないことから、定めたものです。また、県事業においてもこの3原則を順守しています。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税検討時や導入時からの社会情勢の変化を踏まえ、税の趣旨に合致かつ県民ニーズに応える事業にも取り組んでいく必要があります。 ・産業振興の解釈に幅があるため、市町における創意工夫のある事業構築に支障をきたしていることから、その意図を明確に示す必要があります。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の実態に応じた、多様な事業展開が可能となるよう、原則1と原則3の見直しを求める。 ・市町、関係団体より、原則2は妥当であるとの意見がある。 ・災害に強い森林づくりの継続、対象箇所の拡大を求める。 ・森林整備の促進には、担い手の存在が不可欠である。 ・災害に強い森林づくりと木材利用は密接に関連しており、その周知を図る必要がある。

みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

4	税額・税率、配分と必要経費、国の森林環境税（仮称）との関係
論点	税額・税率、年度ごと及び県と市町の税の配分、5年間の必要経費について、どう考えるのか。また、国が導入を検討している「森林環境税（仮称）」との関係をどのように整理するのか。
背景と課題	<p>【税額と税率】 個人が1人1,000円、法人が2,000～80,000円（県民税均等割の10%）となっており、県民の負担感を軽減すること、必要となる経費、県民税全体に占める個人と法人の税収割合の保持、他県の実施状況等を総合的に考慮し決定しています。</p> <p>【税の配分】 災害に強い森林を早急に実現する必要があることから、初期は基本方針1を重点的に実施し、概ね県：市町が6：4、後期は基本方針2を充実することとし、割合を4：6とし、5年間の総額で5：5となります。</p> <p>【必要な経費】 5年間の対策実施に必要となる経費を50.5億円としています。</p> <p>【「森林環境税（仮称）」の検討状況】 国では、新たな税制度について検討を行っており、「森林環境税（仮称）」の用途として、新たな森林管理システムの構築や、条件不利な森林における間伐等の実施およびこれに伴う境界画定や間伐に必要な作業道整備等を見込んでいるところです。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度ごとの配分額の変動が、計画立案や実施体制構築を難しくしています。 ・役割分担や実施体制等を考慮し、配分を検討する必要があります。 ・県と市町で必要となる経費は、改めて算出する必要があります。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「森林環境税（仮称）」との整理を行う必要がある。 ・「森林環境税（仮称）」導入までの間、県税の増額を考慮するよう求める。 ・年度ごとの配分額が大きく変動することは望ましくない。 ・県と市町の配分は、いずれか一方を厚めに配分するよう求める。

